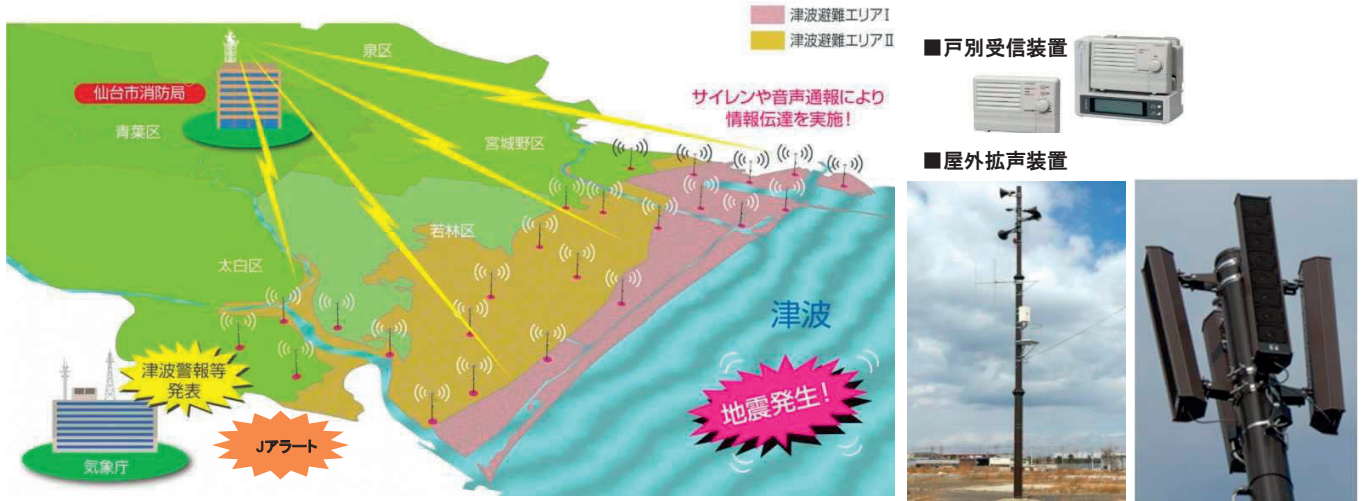


仙台市津波情報伝達システム

1. 津波情報伝達システムとは

このシステムは、24時間体制をとる消防局に防災行政用無線(固定系)の親局設備を設置し、気象庁から津波警報等や消防庁からJアラートが発表されたとき、無線を活用して、津波避難エリア等に設置した屋外拡声装置や戸別受信装置から、迅速にサイレンや音声で津波警報等や避難情報及び国民保護情報を一斉に伝達するものです。

また、地域における円滑な避難行動を促すため、津波避難エリアの町内会、消防団の代表のお宅に戸別受信装置を貸与しているほか、エリア内に居住している聴覚に障害のある方(障害者手帳をお持ちの方)には、文字表示機能付き戸別受信装置を貸与しています。



2. どうやって津波情報を知るの



3. 津波警報等の種類と取るべき行動とは

津波警報等の種類	発表される津波の高さ	津波情報伝達システムからの通報内容	発表された場合の行動
大津波警報	巨大、10m超、10m、5m	<サイレン(3秒鳴動・2秒停止)×6回繰返し> 避難を指示する旨の音声放送 <サイレン(3秒鳴動・2秒停止)×6回繰返し>	内陸側、又は指定された避難場所や避難ビル等へ直ちに避難する。
津波警報	高い、3m	<サイレン(5秒鳴動・6秒停止)×5回繰返し> 避難を指示する旨の音声放送 <サイレン(5秒鳴動・6秒停止)×5回繰返し>	県道塩釜・亘理線より内陸側、又は指定された避難場所や、避難ビル等へ直ちに避難する。
津波注意報	1m	<サイレン(10秒鳴動・2秒停止)×3回繰返し> 避難を指示する旨の音声放送 <サイレン(10秒鳴動・2秒停止)×3回繰返し>	テレビ・ラジオ等の今後の情報に注意するとともに、海岸や、河口から直ちに避難する。

4. 国民保護に関する情報と取るべき行動とは

情報	情報種別	津波情報伝達システムからの通報内容	Jアラートが流れた場合の行動
国民保護に関する情報	弾道ミサイル情報 航空攻撃情報 ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 大規模テロ情報 その他の国民保護情報	<国民保護サイレン(14秒鳴動)> 避難を指示する旨の音声放送 ×2回繰返し	<屋外にいるとき> ・爆風やミサイル等の破片を避けるために、建物の中や地下へ入る。 ・すぐに建物の中や地下へ避難できないときには、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 <屋内にいるとき> ・窓ガラスが割れ、負傷する危険があるため、窓から離れるか、窓のない部屋へ移動する。 ・ガス・水道・換気扇を止める。 ・低い姿勢で頭部を守る。

仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱

(平成8年5月23日消防局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市地域防災計画に基づく災害対策及び行政事務において、円滑な通信の確保を図るため設置する仙台市防災行政用無線の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線設備

電波法第2条第4号に規定する電气的設備をいう。

(2) 無線局

電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。

(3) 陸上移動局

陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。

(4) 基地局

陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

(5) 固定局

一定の固定地点との間の無線通信業務を行う無線局をいう。

(6) 統制局

円滑な通信を確保するため、通信の制限又は指定を行うための無線設備及びこれを操作する者の総体をいう。

(7) 無線従事者

電波法第2条第6号に規定する者をいう。

(8) 無線系

無線局及びその付帯設備を含め一体として運用する系統をいう。

(9) 単信方式

相対する方向で送信が交互に行われる通信方式をいう。

(10) 複信方式

相対する方向で送信が同時に行われる通信方式をいう。

2 無線系については、防災行政用無線の送受信の業務（以下「無線通信業務」という。）を行うため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) デジタル移動通信系

電波法関係審査基準に定める無線系であって、仙台市全域を通信範囲として、基地局と仙台市、防災関係機関及び生活関連機関に配置する陸上移動局との間、又はそれらの陸上移動局相互間で単信方式又は複信方式により無線通信業務を行う系統

(2) 全市移動系

仙台市全域を通信範囲として、基地局と陸上移動局との間又は陸上移動局相互間で単信方式により無線通信業務を行う系統

(3) 固定系

仙台市沿岸部等を通信範囲として、特定の2以上の固定局に対して、同時に同一の内容の通報を行う親局と親局からの通報を受信する子局からなる系統

(4) IP系

携帯電話網のデータ通信機能を使用して、基地局と仙台市、防災関係機関及び生活関連機関に配置する陸上移動局との間で無線通信業務を行う系統

(無線局の配置)

第3条 前条第2項に定める各無線系に属する無線局の配置は、別表1から別表4までのとおりとする。

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者及び副総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の無線通信業務全般を総括する。
- 3 総括管理者は危機管理監を、副総括管理者は危機管理局長をもって充てる。
- 4 副総括管理者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故あるときはその職務を代理する。

(無線系の無線管理責任者)

第5条 無線系に無線管理責任者を置く。

- 2 無線管理責任者は、総括管理者の命を受け無線系の管理運用を行う。
- 3 無線管理責任者は、危機管理局防災・減災部防災計画課長をもって充てる。

(無線管理者)

第6条 無線局の無線通信業務を管理監督するため無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、第3条各項の規定により無線局の配置された各課公所の長及び防災関係機関等の防災担当部署の長をもって充てる。

(通信担当者)

第7条 無線局に通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は、当該無線局の無線管理者の命を受け、無線設備の操作を行う。
- 3 通信担当者は、第3条各項の規定により無線局の配置された各課公所の職員及び防災関係機関等の防災担当部署の職員をもって充てる。

(無線従事者の養成)

第8条 無線管理責任者は、無線従事者を適正に配置するために、無線従事者の養成に努めるものとする。

(運用の原則)

第9条 無線局は、電波法及び関係法令を遵守するとともに、統制局の指示に従い、通信の独占を

排して相互に協調し合わなければならない。

(無線局の開局)

第10条 無線局は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、必ず開局しなければならない。

- (1) 市災害対策本部が設置されたとき
- (2) 市警戒本部が設置されたとき
- (3) 有線通信機能が不能となり、又はそのおそれがあるとき
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、統制局が指示したとき

(通信の種類)

第11条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通通信 平常時に行う行政事務用通信をいう。
- (2) 災害通信 非常災害若しくは緊急事態が発生し又は発生する恐れがあるときに行う通信をいう。
- (3) 非常通信 電波法第52条第4号に規定する通信で、他から依頼されたものをいう。

(通信の順位)

第12条 通信の順位は、災害通信及び非常通信が普通通信に優先する。

- 2 同一順位の通信においては、人命の保護に関する通信を優先させなければならない。

(通信の原則)

第13条 通信は、簡潔かつ明瞭に行わなければならない。

- 2 必要のない通信は、行ってはならない。
- 3 単信方式で通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 複信方式で通信を行うときは、当該通信に適合した方法により行うことができる。

(秘密の保持)

第14条 無線局の運用に携わる者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(通信の統制)

第15条 総括管理者は、非常災害若しくは緊急事態が発生し又は発生する恐れがあるとき、その他特に必要があると認めるときは、通信の統制を行うことができる。

(統制時の措置)

第16条 総括管理者は、統制通信を行う場合は、あらかじめ、統制の理由、統制の開始及び解除の時刻、その他必要な事項を、無線管理者に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、こ

の限りでない。

(備付け書類)

第17条 無線局は、免許状及び、その他必要な書類を法令に基づき備え付けておかなければならない。

2 無線管理責任者は、前項の規定により備え付けられた書類を適正に管理し、保管しなければならない。

(報告)

第18条 無線管理者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに無線管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 電波法第52条第4号に規定する非常通信を行ったとき。
- (2) 無線設備に異常を認めたとき。

(通信試験)

第19条 総括管理者は、通信機能の確認及び通信技能の習熟のため、定期的に通信試験を行うものとする。試験方法は別に定める。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総括管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年6月4日から実施する。
- 2 仙台市防災行政用無線管理・運用要綱（平成2年3月28日実施）は、廃止する。

附 則（平成9年3月31日一部改正）

この改正は、平成9年4月1日から実施する。

附 則（平成13年5月7日一部改正）

この改正は、平成13年5月7日から実施する。

附 則（平成15年3月31日一部改正）

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成16年3月29日一部改正）

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月24日一部改正）

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成19年2月26日一部改正）

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成20年3月21日一部改正）

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成22年3月26日一部改正）

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年1月14日一部改正）

この改正は、平成23年1月17日から実施する。

附 則（平成24年3月30日一部改正）

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成25年3月29日一部改正）

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月31日一部改正）

この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月31日一部改正）

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月31日一部改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成30年3月30日一部改正）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月29日一部改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月16日一部改正）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年11月16日一部改正）

この改正は、令和2年12月15日から実施する。

附 則（令和3年3月29日一部改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月31日一部改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月31日一部改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

仙台市防災行政用無線デジタル移動通信系 配置表

配置場所	種別	出力(W)	番号	呼出呼称(識別信号)	備考
権現森山	基地局	10	-	ぼうさいごんげんもりやま -	
大八山	基地局	10	-	ぼうさいだいはちやま -	
芋峠	基地局	10	-	ぼうさいいもとうげ -	
八木山	基地局	10	-	ぼうさいやぎやま -	
指定避難所	半固定	5	350~369 371~399 450~462 464~483 550~555 557~563 565~570 650~693 750~797 850 943	ぼうさいせんだい 350~369 371~399 450~462 464~483 550~555 557~563 565~570 650~693 750~797 850 943	
補助避難所	半固定	5	370 831~849 851~900 917~920 940~942 944~999	ぼうさいせんだい 370 831~849 851~900 917~920 940~942 944~999	
福祉避難所	半固定	5	040~098 115~119 124~127 138~141 463 490~499 556 581~599	ぼうさいせんだい 040~098 115~119 124~127 138~141 463 490~499 556 581~599	
津波避難施設・津波避難ビル	半固定	5	181~189 195 564 908 931~933 935~938	ぼうさいせんだい 181~189 195 564 908 931~933 935~938	
災害情報センター	統制局	-	099	ぼうさいせんだい 99	メッセージ伝送装置
	統制局	-	100	ぼうさいせんだい 100	統制台
	統制局2	5	101	ぼうさいせんだい 101	簡易統制局
	FAX	-	102	-	統制台FAX
	遠隔統制局	-	103	-	
	遠隔統制局	-	105~109	-	区連絡員用
危機管理局	携帯	5	170~180	ぼうさいせんだい 170~180	
	FAX	-	200	-	
	遠隔統制局	-	201	-	
	遠隔移動局	5	190#1	ぼうさいせんだい 190	
	半固定	5	-	ぼうさいせんだい -	番号非公開
	半固定	5	104 135~137 190~192	ぼうさいせんだい 104 135~137 190~192	
	半固定	5	198~199	ぼうさいせんだい 198~199	自動中継機能付き
	車載	5	123 151 193~194 434	ぼうさいせんだい 123 151 193~194 434	
総務局	携帯	5	220~221 255	ぼうさいせんだい 220~221 255	
	遠隔統制局	-	202~203	-	
	半固定	5	-	-	番号非公開
	車載	5	120~122	ぼうさいせんだい 120~122	
	携帯	5	222 225	ぼうさいせんだい 222 225	

仙台市防災行政用無線デジタル移動通信系 配置表

配置場所	種別	出力(W)	番号	呼出呼称(識別信号)	備考
健康福祉局	遠隔統制局	-	204 210	-	-
	携帯	5	228	ぼうさいせんだい 228	
環境局	半固定	5	231	ぼうさいせんだい 231	
	車載	5	233~235	ぼうさいせんだい 233~235	
	携帯	5	232	ぼうさいせんだい 232	
経済局	半固定	5	205	ぼうさいせんだい 205	
	車載	5	240~241	ぼうさいせんだい 240~241	
	携帯	5	238~239	ぼうさいせんだい 238~239	
都市整備局	遠隔統制局	-	206~207	-	-
	車載	5	247~248	ぼうさいせんだい 247~248	
	携帯	5	244~246	ぼうさいせんだい 244~246	
建設局	遠隔統制局	-	208~209	-	-
	半固定	5	270 280~282	ぼうさいせんだい 270	
	車載	5	256~260 271~278 286~287	ぼうさいせんだい 256~260 271~278 286~287	
	携帯	5	251~254 283~285	ぼうさいせんだい 251~254 283~285	
教育局	遠隔統制局	-	212~214	-	-
	半固定	5	211 215 580	ぼうさいせんだい 211 215 580	
	携帯	5	263	ぼうさいせんだい 263	
消防局	遠隔移動局	5	150#1~#2 152#1 154#1 156#1 158#1 160#1 162#1	ぼうさいせんだい 150 152 154 156 158 160 162	
	半固定	5	150 152 154 156 158 160 162	ぼうさいせんだい 150 152 154 156 158 160 162	
	携帯	5	-	-	番号非公開
	携帯	5	153 155 157 159 161 163	ぼうさいせんだい 153 155 157 159 161 163	
青葉区役所	半固定	5	300 310 320	ぼうさいせんだい 300 310 320	無線機械室
	遠隔移動局	5	300#1~#2 310#1~#3 320#1	ぼうさいせんだい 300 310 320	
	FAX	5	300#4	ぼうさいせんだい 300	
	車載	5	326~340	ぼうさいせんだい 326~340	
	携帯	5	301~302 311~312	ぼうさいせんだい 301~302 311~312	
宮城総合支所	半固定	5	800	ぼうさいせんだい 800	空調機械室
	遠隔移動局	5	800#1~#2	ぼうさいせんだい 800	
	FAX	5	800#4	ぼうさいせんだい 800	
	車載	5	805~811	ぼうさいせんだい 805~811	
	携帯	5	801~804	ぼうさいせんだい 801~804	

仙台市防災行政用無線デジタル移動通信系 配置表

配置場所	種別	出力(W)	番号	呼出呼称(識別信号)	備考
宮城野区役所	半固定	5	400 410 420	ぼうさいせんだい 400 410 420	電話交換機室
	遠隔移動局	5	400#1~#2 410#1~#3 420#1	ぼうさいせんだい 400 410 420	
	FAX	5	400#4	ぼうさいせんだい 400	
	車載	5	426~433 435~440	ぼうさいせんだい 426~433 435~440	
	携帯	5	401~402 411~412	ぼうさいせんだい 401~402 411~412	
若林区役所	半固定	5	500 510 520	ぼうさいせんだい 500 510 520	防災行政無線機械室
	遠隔移動局	5	500#1~#2 510#1~#3 520#1	ぼうさいせんだい 500 510 520	
	FAX	5	500#4	ぼうさいせんだい 500	
	車載	5	526~540	ぼうさいせんだい 526~540	
	携帯	5	501~502 511~512	ぼうさいせんだい 501~502 511~512	
太白区役所	半固定	5	600 610 620	ぼうさいせんだい 600 610 620	電話交換機室
	遠隔移動局	5	600#1~#2 610#1~#3 620#1	ぼうさいせんだい 600 610 620	
	FAX	5	600#4	ぼうさいせんだい 600	
	車載	5	626~640	ぼうさいせんだい 626~640	
	携帯	5	601~602 611~612	ぼうさいせんだい 601~602 611~612	
秋保総合支所	半固定	5	820	ぼうさいせんだい 820	電話交換機室
	遠隔移動局	5	820#1~#2	ぼうさいせんだい 820	
	FAX	5	820#4	ぼうさいせんだい 820	
	車載	5	825~830	ぼうさいせんだい 825~830	
	携帯	5	821~822 823~824	ぼうさいせんだい 821~822 823~824	
泉区役所	半固定	5	700 710 720	ぼうさいせんだい 700 710 720	ペントハウス予備室
	遠隔移動局	5	700#1~#2 710#1~#3 720#1	ぼうさいせんだい 700 710 720	
	FAX	5	700#4	ぼうさいせんだい 700	
	車載	5	726~746	ぼうさいせんだい 726~746	
	携帯	5	701~702 711~712	ぼうさいせんだい 701~702 711~712	
水道局	半固定	5	901	ぼうさいせんだい 901	
交通局	半固定	5	902	ぼうさいせんだい 902	
ガス局	半固定	5	903	ぼうさいせんだい 903	
市立病院	半固定	5	904	ぼうさいせんだい 904	
災害拠点病院	半固定	5	915 925~929	ぼうさいせんだい 915 925~929	
防災関係機関	半固定	5	911~914 916	ぼうさいせんだい 911~914 916	
災害時協力機関	遠隔移動局	5	905#1	ぼうさいせんだい 905	
	半固定	5	905~907 909~910 921~924 930 934 939	ぼうさいせんだい 905~907 909~910 921~924 930 934 939	

仙台市防災行政無線全市移動系配置表

基地局
(青葉区役所災害情報センター)
ぼうさいせんだい

呼出名称	出力
せんだいぼうさい 1	5W
せんだいぼうさい 2	5W
せんだいぼうさい 3	5W
せんだいぼうさい 4	5W
せんだいぼうさい 5	5W
せんだいぼうさい 6	5W
せんだいぼうさい 7	5W
せんだいぼうさい 8	5W
せんだいぼうさい 9	5W
せんだいぼうさい 10	5W
せんだいぼうさい 11	5W
せんだいぼうさい 12	5W
せんだいぼうさい 13	5W
せんだいぼうさい 14	5W
せんだいぼうさい 15	5W
せんだいぼうさい 16	5W
せんだいぼうさい 17	5W
せんだいぼうさい 18	5W
せんだいぼうさい 19	5W
せんだいぼうさい 20	5W

- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応
- * 防災相互通信波対応

基地局	1局 (5W)
陸上移動局 (携帯型)	20局 (5W)
合計	21局

仙台市防災行政用無線固定系配置表

親局	無線局識別信号	設置場所
	ぼうさいせんだいこうほう	青葉区堤通雨宮町2-15

子局NO	無線局識別信号	出力(W)	種別	設置場所
1	みなと1	5	デジタル	宮城野区港五丁目 地内
2	みなと2	5	デジタル	ガス局港工場
3	みなと3	0.5	デジタル	宮城野区港四丁目 地内
4	みなと4	3	デジタル	宮城野区港三丁目 地内
5	みなと5	3	デジタル	宮城野区港三丁目 地内
6	みなと6	3	デジタル	宮城野区港三丁目 地内
7	いでか1	3	デジタル	出花二丁目公園
8	なかの1	3	デジタル	宮城野区中野 地内
9	なかの2	3	デジタル	宮城野区中野 地内
10	みなと7	0.5	デジタル	宮城野区港一丁目 地内
11	みなと8	0.5	デジタル	宮城野区港一丁目 地内
12	みなと9	0.5	デジタル	宮城野区港二丁目 地内
13	みなと10	0.5	デジタル	宮城野区中野三丁目 地内
14	がもう1	1	デジタル	宮城野区蒲生二丁目 地内
15	がもう2	1	デジタル	岡田津波避難ビル
16	がもう3	1	デジタル	蒲生排水ポンプ場用地
17	がもう4	1	デジタル	宮城野区蒲生二丁目 地内
18	がもう5	0.5	デジタル	宮城野区蒲生字西屋敷添 地内
19	しらとり1	1	デジタル	耳取2号公園
20	しらとり2	1	デジタル	高砂中学校
21	がもう6	1	デジタル	南蒲生浄化センター
23	おかだ2	1	デジタル	宮城野区岡田字新浜西通 地内
24	がもう9	1	デジタル	宮城野区蒲生字中通 地内
25	こうなん1	0.5	デジタル	港南東公園
26	おかだ1	0.5	デジタル	岡田小学校
27	しんはま1	0.5	デジタル	みんなの家
28	あらい1	1	デジタル	笹屋敷津波避難ビル
29	あらはま2	1	デジタル	震災遺構荒浜小学校
30	あらい6	1	デジタル	若林区荒井字笹屋敷 地内
31	さんぼんつか1	3	デジタル	若林区三本塚字中谷地 地内
32	いど1	5	デジタル	井土津波避難タワー
33	ふたき1	3	デジタル	旧東六郷小学校
34	たなつぎ1	3	デジタル	若林区種次字東番古 地内
35	たなつぎ2	5	デジタル	若林区種次字市兵衛 地内
36	ふたき2	5	デジタル	若林区二木字二木前 地内
37	ふじつか2	5	デジタル	若林区藤塚字一本松 地内
39	いまいずみ1	5	デジタル	若林区今泉字古川 地内
40	いまいずみ2	5	デジタル	若林環境事業所
41	にっぺ1	5	デジタル	若林区日辺字畑中 地内
42	にっぺ2	5	デジタル	若林区日辺字宅地 地内
43	しろうまる1	1	デジタル	四郎丸落合公園
44	ふくろばら1	1	デジタル	落合ポンプ場
45	ふくろばら2	5	デジタル	袋原下谷地公園
46	いど2	1	デジタル	海岸公園(井土地区)
47	あらい7	1	デジタル	若林区荒井字南丁 地内
48	なかの	5	デジタル	中野中央公園

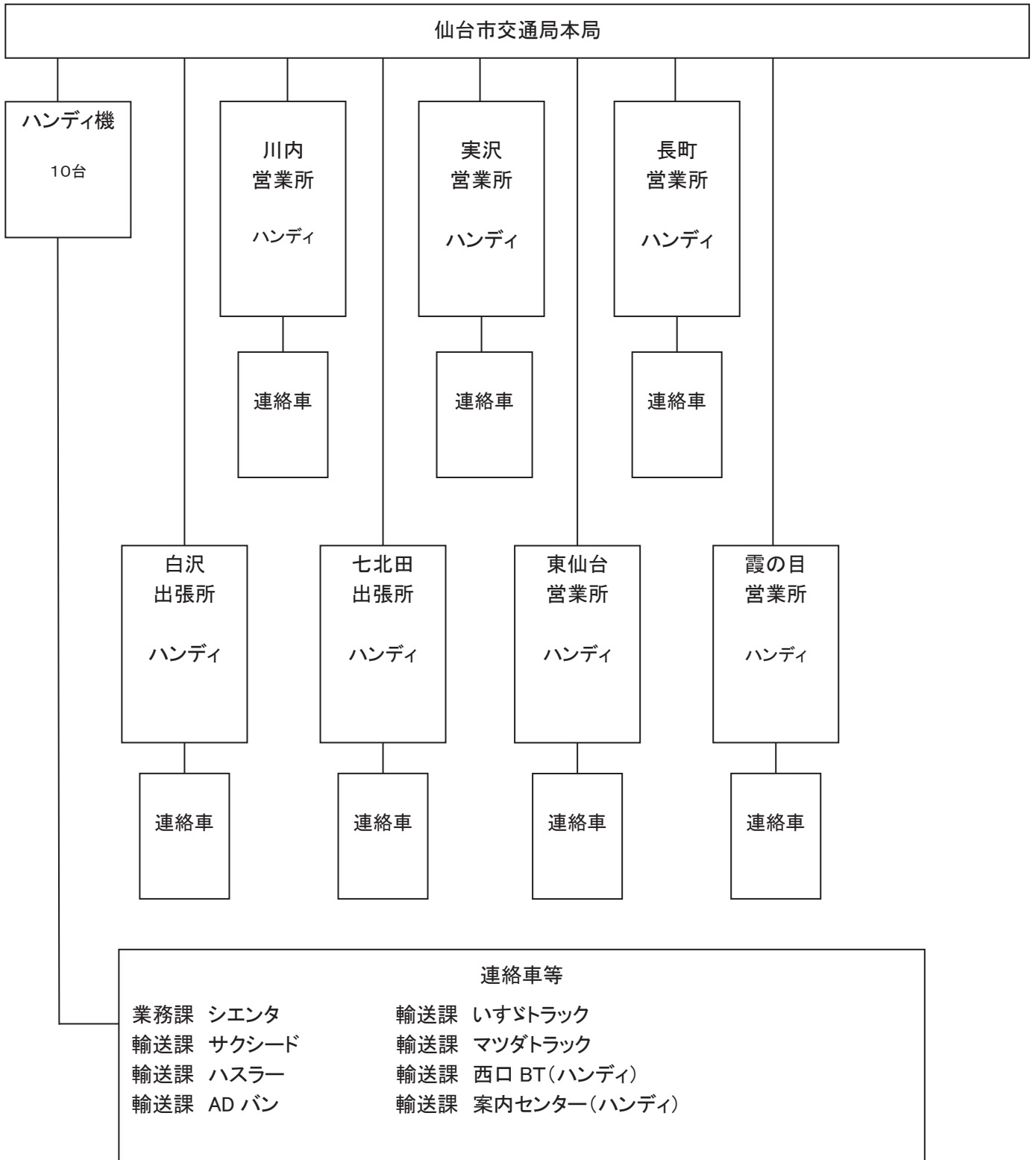
子局NO	無線局識別信号	出力(W)	種別	設置場所
49	ふくだまち1	1	デジタル	宮城野区福田町二丁目 地内
51	みなと12	3	デジタル	宮城野区港五丁目 地内
52	なかの3	3	デジタル	仙台港背後地4号公園予定地
53	なかの4	3	デジタル	仙台港背後地2号緑地
54	なかの5	3	デジタル	仙台港背後地5号公園予定地
55	ふくむろ1	1	デジタル	田中東一番公園
56	おかだ3	1	デジタル	宮城野区岡田字南在家 地内
57	おかだ4	3	デジタル	宮城野区岡田字岡田前 地内
58	おかだ5	3	デジタル	宮城野区岡田字下高土手 地内
59	たかさご1	1	デジタル	宮城野消防署高砂分署
60	あらい2	3	デジタル	農業園芸センター
61	あらい3	1	デジタル	若林区荒井字四ツ谷西 地内
62	あらい4	1	デジタル	若林区荒井字上目南 地内
63	あらい5	1	デジタル	荒井土才敷公園
64	さんぼんつか2	3	デジタル	若林区三本塚字井土堀 地内
65	さんぼんつか3	1	デジタル	若林区三本塚字中条浦 地内
66	しろumar2	5	デジタル	昭和中公園
67	なかだまち1	3	デジタル	袋原小学校
68	しろumar3	5	デジタル	四郎丸小学校
69	がもう10	5	デジタル	蒲生雑子袋公園
70	あらい8	5	デジタル	若林区荒井字南原田 地内
71	ふくむろ2	5	デジタル	荻袋一心館
72	おかだ6	5	デジタル	宮城野区岡田字上高土手 地内
73	あらはま3	5	デジタル	石場公園
74	あらい9	5	デジタル	若林区荒井字広瀬東 地内
75	ふくだまち2	5	デジタル	高砂小学校
76	ふくだまち3	5	デジタル	高砂証明発行センター
77	なかの6	5	デジタル	高砂中央公園
78	がもう11	5	デジタル	海岸公園(岡田地区)
79	ふじつか3	5	デジタル	藤塚排水機場

配置場所	無線番号
指定避難所	001～195
補助避難所	196～328
福祉避難所	329～431 746～749
津波避難施設 津波避難ビル	433～451
帰宅困難施設	452～465 750～761 787～790 793～795
災害情報センター	466～483
総務局	484～486 491～493 498～500 796
危機管理局	487 494～497 797～800
まちづくり政策局	501
財政局	502
市民局	503～504
健康福祉局	505～508
こども若者局	509
環境局	510～514
経済局	515～519
文化観光局	520
都市整備局	521～527 791
建設局	528～551 766～768
会計室	552
教育局	432 568～573
消防局	488～490 553～567

配置場所	無線番号
議会事務局	574
監査事務局	769
選挙管理委員会	770
人事委員会	771
農業委員会	772
水道局	575
交通局	576
ガス局	577
市立病院	578
青葉区役所	579～602 773～774
宮城総合支所	603～613 775～776
宮城野区役所	614～636 777～778
若林区役所	637～660 779～780
太白区役所	661～684 781～782
秋保総合支所	685～694 783～784
泉区役所	695～724 785～786
災害時協力機関	725 731～736 743～745 762～765 792
防災関係機関	726～730
災害拠点病院	737～742

仙台市交通局無線配備状況等

1 交通局自動車部情報伝達系統図

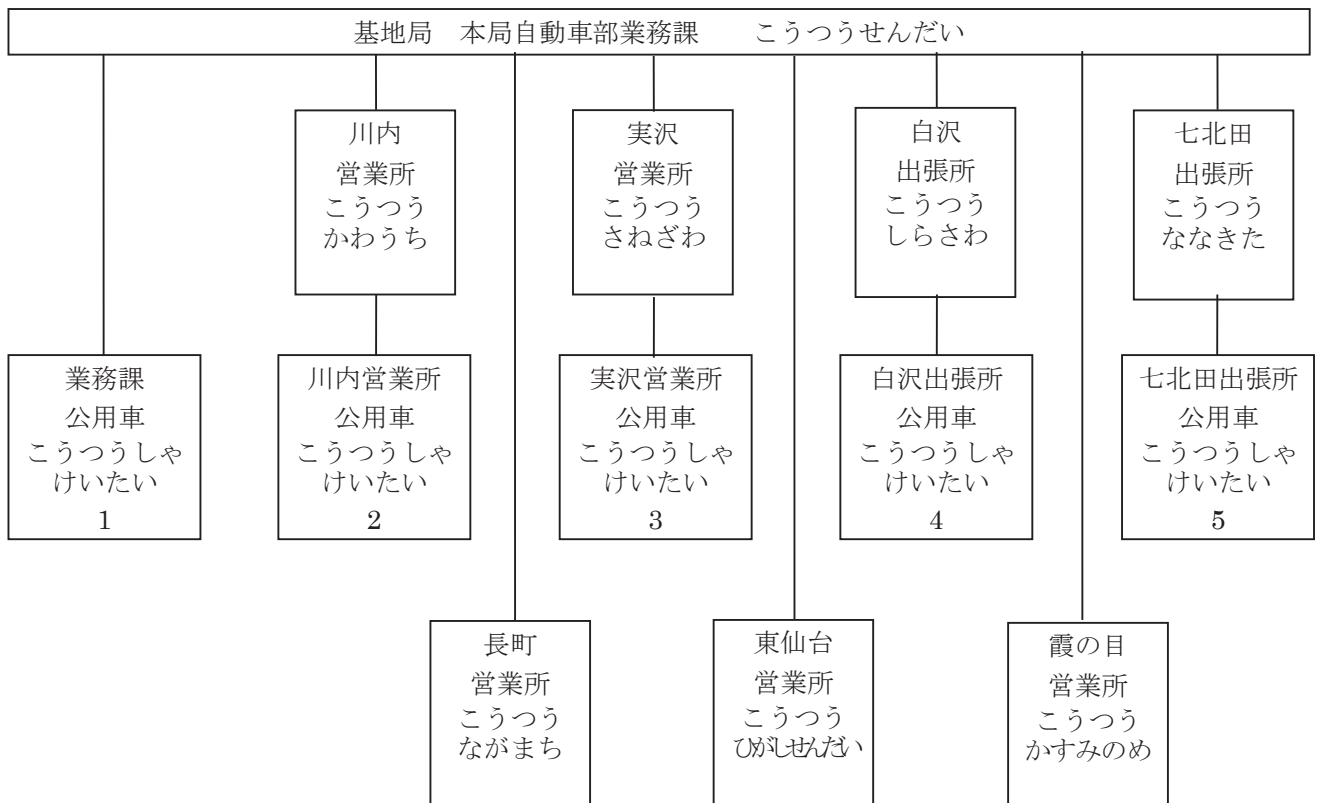


2 交通局自動車部IP無線設備の現況

R5.5.1 現在

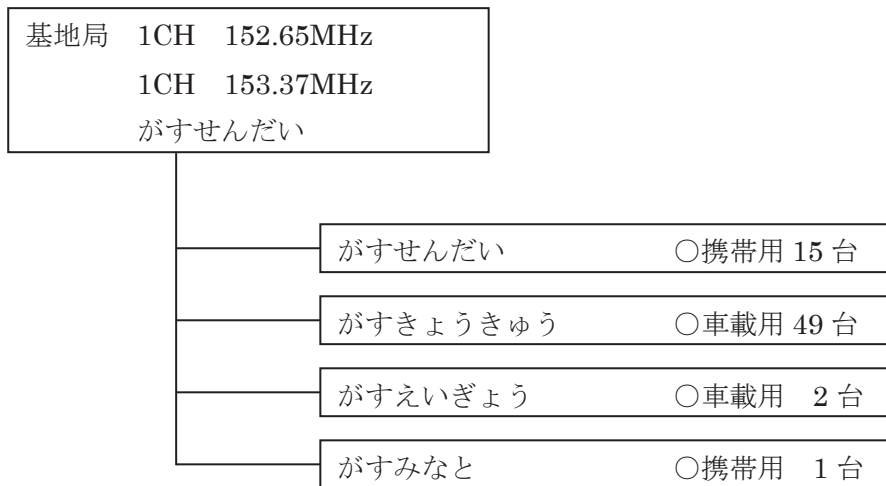
交通局自動車部 輸送課 1台			
直営		委託	
川内営業所 4台 （営業所 1台 るーぷる 1台 公用車 1台 ハンディ 1台）	路線バス 80台 （るーぷる仙台8台を含む）	白沢出張所 3台 （営業所 1台 公用車 1台 ハンディ 1台 JRバス東北(株)）	路線バス 42台
長町営業所 3台 （営業所 1台 公用車 1台 ハンディ 1台）	路線バス 72台	霞の目営業所 3台 （営業所 1台 公用車 1台 ハンディ 1台 宮城交通(株)）	路線バス 77台
実沢営業所 3台 （営業所 1台 公用車 1台 ハンディ 1台）	路線バス 85台	東仙台営業所 3台 （営業所 1台 公用車 1台 ハンディ 1台 宮城交通(株)）	路線バス 78台
		七北田出張所 3台 （営業所 1台 公用車 1台 ハンディ 1台 JRバス東北(株)）	路線バス 32台

3 交通局業務用無線系統図(上記IP無線不通時の予備無線として配備)



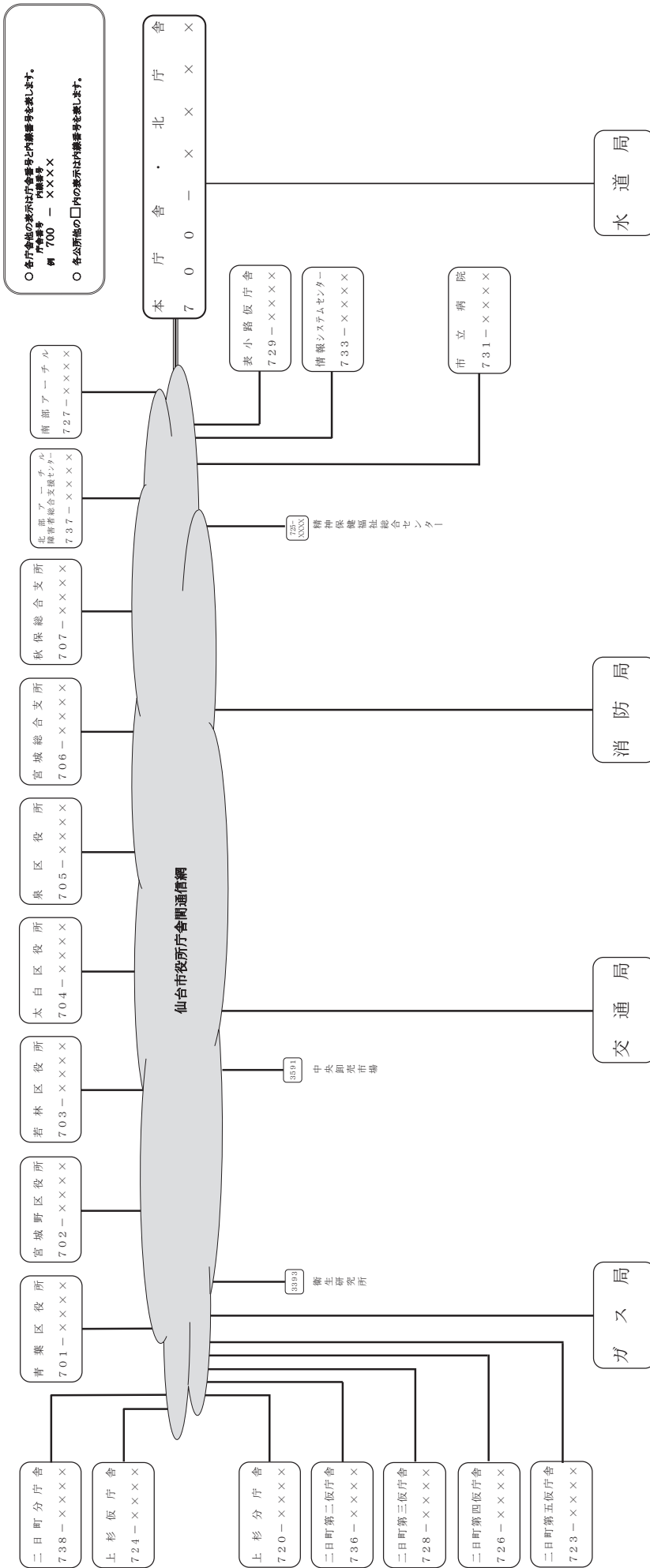
※ 周波数はすべて 148.05MHz

仙台市ガス局無線系統図



仙台市役所庁舎間通信網（内線電話・ファクシミリ）

令和5年9月現在



気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準

気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と概要等

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	

注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(宮城県東部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(宮城県)で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

宮城県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、線状の降水帯による大雨発生の可能性が高い場合及び特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説される「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。</p>
土砂災害警戒情報	<p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(仙台市は東西に分割した地域)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(宮城県東部など)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(宮城県東部など)で発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。</p>

(注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は別表1～3のとおり。

(注2) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生する起こるおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごと(仙台市は東西に分割した地域)に現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル(危険度分布)」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等などが発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(注3) 地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。

浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

(注4) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。(水防活動用)警報・注意報の一覧は別表4のとおり。

(別表1) 特別警報基準

現象の種類	基準		過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		平成27年9月関東・東北豪雨 梅雨前線及び台風第3号(平成29年7月九州北部豪雨を含む) 平成30年7月豪雨 令和元年東日本台風 令和2年7月豪雨
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)

(別表2) 仙台市東部の警報・注意報発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 仙台管区气象台

仙台市東部	府県予報区	宮城県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	東部仙台		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	123
	洪水	流域雨量指数基準	北貞山運河・南貞山運河流域=9.6, 広瀬川流域=35.7, 旧笹川流域=5.9, 梅田川流域=11	
		複合基準*1	名取川流域=(8, 30.9), 七北田川流域=(12, 22.7), 北貞山運河・南貞山運河流域=(8, 5.3), 広瀬川流域=(10, 28), 旧笹川流域=(8, 4.6), 梅田川流域=(8, 9.8)	
		指定河川洪水予報による基準	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.6m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	97	
	洪水	流域雨量指数基準	北貞山運河・南貞山運河流域=7.6, 広瀬川流域=28.5, 旧笹川流域=4.7, 梅田川流域=8.8	
		複合基準*1	名取川流域=(7, 27.8), 七北田川流域=(5, 19.4), 北貞山運河・南貞山運河流域=(5, 4.8), 広瀬川流域=(9, 25.2), 旧笹川流域=(7, 2.6), 梅田川流域=(8, 5.5)	
		指定河川洪水予報による基準	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期: 最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき			
	冬期: ①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*2			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値。

(別表3) 仙台市西部の警報・注意報発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 仙台管区気象台

仙台市西部	府県予報区	宮城県			
	一次細分区域	西部			
	市町村等をまとめた地域	西部仙台			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	119	
	洪水	流域雨量指数基準	名取川流域=43.3, 広瀬川流域=35, 斎勝川流域=9.1, 大倉川流域=20.8, 七北田川流域=18.6, 高柳川流域=4.8		
		複合基準*1	—		
		指定河川洪水予報による基準	七北田川[市名坂]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ25cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9		
		土壌雨量指数基準	92		
	洪水	流域雨量指数基準	名取川流域=34.6, 広瀬川流域=28, 斎勝川流域=7.2, 大倉川流域=16.6, 七北田川流域=14.8, 高柳川流域=3.9		
		複合基準*1	広瀬川流域=(7, 21.9), 斎勝川流域=(5, 7.2), 大倉川流域=(7, 13.3), 七北田川流域=(7, 14), 高柳川流域=(5, 3.8)		
		指定河川洪水予報による基準	七北田川[市名坂]		
	強風	平均風速	13m/s		
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%			
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*2			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページ（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページ（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

<各指数について>

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

<警報の危険度分布の基準値について>

大雨警報（浸水害）の危険度分布は、基準Ⅳ（大雨特別警報(浸水害)の表面雨量指数基準)、基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準を大きく超過した表面雨量指数基準)、基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）の表面雨量指数基準)、基準Ⅰ（大雨注意報の表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）毎に設定しており、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。

洪水警報の危険度分布の流域雨量指数基準及び複合基準は、基準Ⅳ（大雨特別警報(浸水害)の流域雨量指数基準)、基準Ⅲ（洪水警報の基準を大きく超過した流域雨量指数基準)、基準Ⅱ（洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準)、基準Ⅰ（洪水注意報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）毎に設定している。

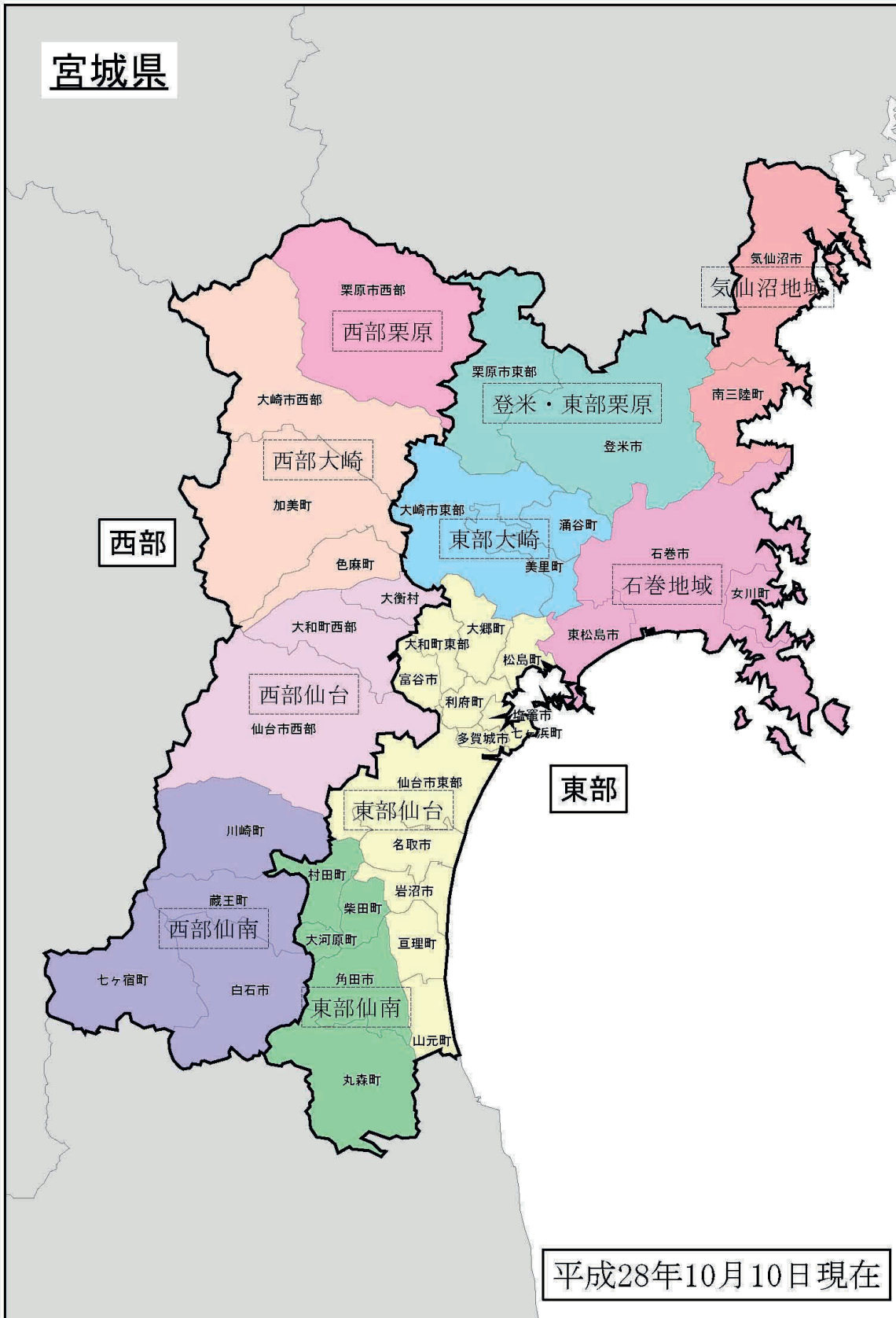
(別表4) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

宮城県における警報・注意報の細分区域

(平成 28 年 10 月 10 日現在)

府 県 予報区	一次細分 区 域	市町村等をまと めた地域	二次細分区域 (含まれる市町村等)
みやぎけん 宮城県	と う ぶ 部	と う ぶ せ ん だ い 東 部 仙 台	せんだいしとうぶ あおぼく みやぎそうごうししよ 仙台市東部 (青葉区 (宮城総合支所管内を除く)、宮 ぎのく わかばやしく たいはくく あきうそうごうししよ 城野区、若林区、太白区 (秋保総合支所管内を除く))、 しおがまし なとりし たがじょうし いわぬまし とみやし わたりちょう 塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、 やまもとちょう まつしまち しちがはままち りふちょう たいわちようとうぶ せいぶ 山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部 (西部 せんだい 仙台の区域を除く)、大郷町
		い し の ま き ち い き 石 巻 地 域	いしのみきし ひがしまつしまし おながわちょう 石巻市、東松島市、女川町
		と う ぶ お お さ き 東 部 大 崎	おおさきしとうぶ せいぶおおさき 大崎市東部 (西部大崎の区域を除く)、わかやちょう みさとまち 涌谷町、美里町
		け せ ん ぬ ま ち い き 気 仙 沼 地 域	けせんぬまし みなみさんりくちょう 気仙沼市、南三陸町
		と う ぶ せ ん な ん 東 部 仙 南	かくだし おおがわらまち わらたまち しばたまち まるもりまち 角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町
		と め ・ と う ぶ く り は ら 登 米 ・ 東 部 栗 原	とめし くりはらしとうぶ せいぶくりはら 登米市、栗原市東部 (西部栗原の区域を除く)
	せ い ぶ 部	せ い ぶ せ ん だ い 西 部 仙 台	せんだいしせいぶ あおぼく みやぎそうごうししよ 仙台市西部 (青葉区 (宮城総合支所管内に限る)、太白区 あきうそうごうししよ (秋保総合支所管内に限る)、泉区)、たいわちようせいぶ おの がくえん みやとこ もみじヶ丘 よしおか よしおかひがし よしおかみなみ よしだ 学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田 におおひらむら に限る)、大衡村
		せ い ぶ せ ん な ん 西 部 仙 南	しろいしし ざおうまち しちかしゆくまち かわさきまち 白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
		せ い ぶ お お さ き 西 部 大 崎	おおさきしせいぶ いわでやまそうごうししよ なるこそうごうししよ 大崎市西部 (岩出山総合支所管内、鳴子総合支所管内に しまちよう かみまち 限る)、色麻町、加美町
		せ い ぶ く り は ら 西 部 栗 原	くりはらしせいぶ いちはさま うぐいすがわ くりこま はなやま 栗原市西部 (一迫、鶯沢、栗駒、花山に限る)



風水害被害状況報告（公共施設等）

〇〇市・区
災害名：台風第〇号

※ この様式は、公共施設等における被害を報告してください。
※ 風害地、道路、河川、公園・緑地、農地等における被害については、様式1で報告してください。

No.	市町村名	情報源	発知日時	管轄区・支所	発生地（町丁目）	地番	施設名	施設区分	被害の概要（または通報等の内容）	被害①	被害②	応急対応の実施状況等	現場写真	被害報告提出日時	担当課

地震被害状況報告（公共施設等）

※ この様式は、公共施設等における被害を報告してください。

〇〇局・区 災害名、〇〇地震

No	局区名	情報課	発災日時	管轄区・支所	発生地（市丁目）	地番	施設名	施設区分	被害の概要（または通報等の内容）	全壊	内				その他	応急対応の実施状況等	写真写真	被害報告提出日時	担当課		
											外壁の破損等	窓・天井の破損等	窓ガラスの破損	設備破損						財物の破損等	

災 害 発 生 状 況 報 告

部名又は 区本部名			報告時点	月 日 時 分	災害No.
			報告者名		
災 害 の 状 況	情報源	消防・職員・市民・その他			
	覚知日時	年 月 日 時 分ごろ			
	発生場所 (発生地域)	区 町 丁目 番			
	災害の種別	地震・水害・風害・雪害・その他			
	災害の概要 (通報内容)				
経 過 欄	時 間	応急対策の実施状況及び被害の概要等			

※ 各部及び区本部は、災対本部から指示があった場合、災害発生の状況、応急対策の実施状況等を記入して本部事務局（自局及び区の情報連絡員経由）に報告する。

なお、災害情報について、この様式により難しい場合は任意の様式で可とする。

避難状況報告

部名又は 区本部名		報告時点	月 日 時 分				報告 別	即・確 第 報	
		報告者名							
避難 状 況	区分	発令・解除日時				地区名	世帯数	人数	避難先
		発令 解除	日 日	時 時	分 分				
		発令 解除	日 日	時 時	分 分				
		発令 解除	日 日	時 時	分 分				
		発令 解除	日 日	時 時	分 分				
		発令 解除	日 日	時 時	分 分				
避難 収 容 状 況	避難所名	避難人員				職員の派遣及び措置等の状況			
		世帯	人数	男	女				
	合 計								

公共土木施設被害状況報告

部 名			報告時点	月 日 時 分				報告別	即・確認 第 報
			報告者名						
施設区分	単位	被害数						被害額 (千円)	
		総数	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区		
道路	箇所								
橋梁	箇所								
河川	箇所								
港湾	箇所								
漁港	箇所								
海岸	箇所								
砂浜	箇所								
公園	箇所								
その他	箇所								
通行不能	通行不能	箇所							
	復旧箇所	箇所							
	復旧率	%							
施設区分	住 所		施設名称	被害の概要			被害額 (千円)		

※被害額は即報の段階では省略することができる。

公 共 施 設 等 被 害 状 況 報 告

部 名 又は 区本部名		報告時点		月 日		時 分		報 告 別	即・確 第 報
施 設 区 分		単 位	被 害 数					被害額 (千円)	
			総 数	青葉区	宮城野区	若林区	太白区		泉 区
学 校	小 学 校	箇所							
	中 学 校	箇所							
	そ の 他	箇所							
社会教育施設		箇所							
文 化 財		箇所							
医 療	病 院	箇所							
	診 療 所	箇所							
社会福祉施設		箇所							
清 掃 施 設		箇所							
衛 生 施 設		箇所							
公 共 建 物		箇所							
施 設 区 分		住 所	施設名称		被害の概要				被害額 (千円)

※ 被害額は即報の段階では省略することができる。

ライフライン被害状況報告

部 名		報告時点		月 日 時 分		報告別	即・確 第 報	
								報告者名
施設区分		単 位	被 害 数					被害額 (千円)
			総 数	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	
水道施設	断水戸数	戸数						
	施設	配水管	箇所					
		その他	箇所		—	—	—	—
ガス施設	供給停止戸数	戸数						
	施設	供給管	箇所					
		その他	箇所		—	—	—	—
下水施設	雨水管	箇所						
	汚水管	箇所						
	施設	箇所		—	—	—	—	—
交通施設	地下鉄	運行状況						
		施設						
	バス	運行状況						
		施設						
即報欄	<p>この欄は災害初動期において、被害の概要を記載して送付するものとする。</p> <p>例) 水道 ○○地区で断水○○戸、△△地区で断水○○戸、××地区で断水○○戸 復旧見込みは○○日○○時頃など</p> <p>ガス ○○地区で供給停止○○戸、△△地区供給停止○○戸、××地区で供給停止○○戸 復旧見込みは○○日○○時頃など</p>							

※ 被害額は、即報の段階では省略することができる。

農業関係被害状況報告

No. 1

部 名		報告時点		月 日 時 分				報告別	即・確 第 報
				報告者名					
区 分		単 位	被 害 数					被害額 (千円)	
			総 数	青葉区	宮城野区	若林区	太白区		泉 区
農 地	田	流失等	h a						
		冠 水	h a						
	畑	流出等	h a						
		冠 水	h a						
小 計			———	———	———	———	———	———	
農 業 用 施 設	農 業	箇所							
	水 路	箇所							
	た め 池	箇所							
	そ の 他								
小 計			———	———	———	———	———	———	
林 業 用 施 設	林 地	h a							
	林 道	箇所							
	そ の 他								
	小 計			———	———	———	———	———	———
漁 業 用 施 設	外かく施設	箇所							
	けい留施設	箇所							
	水 域 施 設	箇所							
	そ の 他								
小 計			———	———	———	———	———	———	
共 同 利 用 施 設	農業用施設	箇所							
	林業用施設	箇所							
	漁業用施設	箇所							
	そ の 他								
小 計			———	———	———	———	———	———	

※ 被害額は、即報の段階では省略することができる。

施設区分		単位	被害数					被害額 (千円)	
			総数	青葉区	宮城野区	若林区	太白区		泉区
農産被害	農作物	水稲	ha						
		野菜	ha						
		その他	ha						
	ビニールハウス	棟							
	その他								
	小計		—	—	—	—	—	—	
林産被害	立木・苗木	本							
	林産物	t							
	その他								
	小計		—	—	—	—	—	—	
畜産被害	家畜	頭							
	畜舎	棟							
	畜産物	t							
	その他								
	小計		—	—	—	—	—	—	
水害被害	漁船	隻							
	水産物	t							
	その他								
	小計		—	—	—	—	—	—	
商工被害	機械	件							
	設備	件							
	原材料	t							
	商品								
	その他								
	小計		—	—	—	—	—	—	
船舶	隻								
備考									

火 災 発 生 状 況 報 告

部 名			報告時点	月 日 時 分			報告別	即・確 第 報	
			報告者名						
施 設 区 分	単 位	被 害 数						損害額 (千円)	
		総 数	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区		
建 物	発生件数								
	焼失面積								
	焼失棟数								
	り災世帯数								
	り災人員								
	人的 被害	死 者							
負傷者									
危 険 物	発生件数								
	人的 被害	死 者							
		負傷者							
そ の 他	発生件数								
	人的 被害	死 者							
		負傷者							
火 災 区 分	発 生 場 所		焼 失 面 積	焼 失 棟 数	り 災 世 帯 数	り 災 人 員	人 的 被 害		備 考
							死 者	負 傷 者	

※ 損害額は、即報の段階では省略することができる。

被害報告等の認定基準

被害項目		被害認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。	
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月未満の治療を要する見込みの者とする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は、非住家扱いとする。	
	棟	一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属室（同一宅地内にあって、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とする。	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入るものとする。	
	被害区分	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じる事により、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、修復により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む、以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
		半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満に達した程度のものとする。
		一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
		床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
		床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

被害項目		被害認定基準
非住家被害	事業所	店舗、工場、作業所、倉庫、事務所等の用途に使用されている建物とする。ただし、住居が併設されている建物は、原則として住家として取り扱うものとする。
	その他	住家、事務所及び公共建物以外の建物で、他の被害項目に属さない建物とする。なお、これらの施設に人が居住しているとき、当該部分は住家とする。
公共施設被害	学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	社会教育施設	市民センター、図書館、博物館、科学館、体育館等とする。
	文化財	国宝及び重要文化財とする。
	医療施設	医療法（昭和 28 年法律第 20 号）第 1 条に規定する病院及び診療所とする。
	社会福祉施設	保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者厚生援護施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設等とする。
	保健衛生施設	火葬場、保健センター等とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	公共建物	市役所庁舎、区役所庁舎、コミュニティ・センター、公立保育所、児童館等の公用又は公共の用に供する建物で、施設の被害として計上されない建物とする。
公共土木施設	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する、道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川又はその他の河川及びこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する、水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規程により、同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき設置された公園とする。
	その他	地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等とする。
	通行不能	冠水及び路肩決壊等により全面通行止めとなった道路の箇所数、その後の復旧箇所数及び復旧率とする。

被害項目		被害認定基準
ライフライン被害	水道施設	断水戸数は、上水道及び簡易水道で断水した戸数の最大値とし、復旧戸数及び復旧率は、報告時点での復旧状況とする。また、施設被害は、水道事業に供する施設の被害箇所数とする。（簡易水道施設を含む。）
	交通施設	地下鉄の運行不能とは、冠水等で地下鉄の運行が不能になった箇所数とする。また、運休路線は、道路等の被害によって運行を中止した路線の最大値とし、運行開始は、報告時点での運行を開始した状況とする。施設被害は、交通事業に供する施設の被害とする。
	ガス施設	供給停止戸数は、ガス小売事業（旧簡易ガス事業及び他小売事業者による小売供給含む）で供給停止になった戸数の最大値とし、復旧戸数及び復旧率は、報告時点での復旧状況とする。また、施設被害は、ガス事業に供する施設の被害箇所数とする。
	下水道	使用停止戸数は、下水道の使用を停止した戸数の最大値とし、復旧戸数及び復旧率は、報告時点での復旧状況とする。また、施設被害は、下水道事業に供する施設の被害箇所数とする。
火災	建物	社会通念上の家屋（土地に定着した建築物で、屋根及び周壁を有するもの）をいい、危険物に該当するものを除いたものとする。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に基づき市長等が許可した製造所、貯蔵所及び取扱所とする。
	その他	建物及び危険物を除いたものとする。
田・畑	流出等	田又は畑の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
農業用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和23年法律第169号）による補助対象となる農業用施設で、灌漑排水施設、農業用道路、農地又は農作物の災害を防止するための必要な施設とする。	
林業用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和23年法律第169号）による補助対象となる林業用施設（国庫負担法適用を除く）及び林道とする。	
漁業用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和23年法律第169号）による補助対象となる漁業用施設で、漁業の根拠地となる水域及び陸域内にある水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、けい留施設、水域施設とする。	
共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和23年法律第169号）による補助対象となる共同利用施設で、農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会又は水産漁業協同組合等の所有する施設とする。	
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。	
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。	

被害項目		被害認定基準
畜産被害		農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害		建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
その他	船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行が不能になったもの、流失し所在が不明になったもの及び修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	崖崩れ	崖地の崩壊により人的、物的（住家・公共建物等）被害の発生した箇所数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。

県及び国に対する報告要領

1 宮城県に対する報告

宮城県知事に対する被害報告は、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）、「災害報告取扱要領」（昭和 45 年 4 月 10 日消防災第 245 号）及び「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」（平成 24 年 3 月 9 日消防応第 49 号）並びに宮城県が定める「市町村被害状況報告要領」（平成元年 9 月 25 日施行）に基づき、災害対策本部事務局が行うものとする。

(1) 報告基準（「火災・災害等即報要領」より抜粋）

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 一の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- カ 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録した場合
- キ 地震により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ク 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- ケ 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- コ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- サ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- シ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ス 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- セ 積雪、道路の凍結又は雪崩等により孤立集落を生じたもの
- ソ 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- タ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- チ 上記に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

(2) 報告の要領

災害が発生してから当該災害に関する措置が終了するまでの間、原則として宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により県に報告する。

ただし、MIDORI に障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合については、「火災・災害等即報要領」第 4 号様式（その 2）及び「市町村被害状況報告要領」別紙様式 1 に必要事項を記入し、原則としてメールで県に報告するものとする。

ア 災害概況報告

災害発生直後の段階で被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちにその災害概況を県へ報告する。また、地震災害の場合は次のとおり被害報告を行う。（「地震発生初期の被害状況報告について」平成 14 年 2 月 8 日付消号外宮城県総務部消防防災課長）

- ① 第 1 報 発災後 30 分以内

被害発生状況と災害対策本部の設置状況

② 第2報 発災後1時間以内

確認できた人的・住家被害、火災発生状況、避難者の有無と人数

③ 第3報 発災後2時間以内

更に確認できた人的・住家被害、火災発生状況、避難者の有無と人数

※ 併せて、119番通報の状況も報告する。

イ 被害状況報告（即報）

被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに報告する（おおむね1日1回程度）。

ウ 被害状況報告（確定）

県の指定する期日までに報告する。（応急対策が終了してから10日以内）

2 国（総務省消防庁）に対する直接即報基準

地震により市域で震度5強以上を観測した場合、津波、風水害又は火山災害により死者又は行方不明者が生じた場合は、上記1の宮城県への報告とは別に、「火災・災害等即報要領」第3「直接即報基準」に基づき、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）により、第1報を総務省消防庁に対して原則30分以内で報告するものとする。

報 告 先	平 日 （ 勤 務 時 間 内 ）		左 記 以 外	
総 務 省 消 防 庁	N T T	電話	03-5253-7526	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7536	03-5253-7553
	衛 星	電話	108-048-500-7526	108-048-500-7782
		FAX	108-048-500-7536	108-048-500-7789
宮城県復興・危機管理部 防災推進課	N T T	電話	022-211-2375	022-211-2140
		FAX	022-211-2398	022-211-2120
	県防災 無 線	電話	109-220-8-2375	109-220-8-2140
		FAX	109-220-8-2398	109-220-8-2120
	衛 星	電話	108-220-8-2375	108-220-8-2140
		FAX	108-220-8-2398	108-220-8-2120
宮城県災害対策本部	N T T	電話	022-211-2375	022-211-2379
		FAX	022-211-2398	022-211-2391
	県防災 無 線	電話	109-220-8-2375	109-220-8-2379
		FAX	109-220-8-2398	109-220-8-2391
	衛 星	電話	108-220-8-2375	108-220-8-2379
		FAX	108-220-8-2398	108-220-8-2391

※ 県防災無線及び衛星電話については、消防局庁舎以外からかける場合、はじめに庁舎番号780を付加する。

3 市町村行政機能の確保状況の把握について

地震により市域で震度6弱以上を観測した場合、平成29年4月11日付け総行市第26号・消防第51号「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について（通知）」に基づき、「市町村行政機能チェックリスト」に必用事項を記入し、原則としてメールで県に報告するものとする。

別紙様式 1（その 1）
 (避難情報の発令状況)
 市町村名 ()

発令区域	高齢者等避難		発令日時	解除日時	避難指示		発令日時	解除日時	緊急安全確保		発令日時	解除日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)			発令区域	対象世帯数(※)			対象人数(※)	発令区域		

別紙様式 1 (その2)
(避難所開設状況)
市町村名 ()

避難所名称かな 避難所名称	住所	開設日時		避難世帯数	避難者数
		開設日時	閉鎖日時		

報道機関一覧表

令和5年4月現在

社名	所在地	電話	FAX	記者クラブ※1	放送協定※2
NHK 仙台放送局	青葉区本町 2-20-1	211-1025	227-3937	○	○
東北放送	太白区八木山香澄町 26-1	229-1687	229-1715	○	○
仙台放送	青葉区上杉 5-8-33	267-1231	227-0715	○	○
宮城テレビ放送	宮城野区日の出町 1-5-33	236-3430	236-3429	○	○
東日本放送	太白区あすと長町 1-3-15	304-2055	249-7121	○	○
河北新報社	青葉区五橋 1-2-28	211-1127	224-7947	○	
朝日新聞社仙台総局	青葉区本町 2-2-6	223-3116	223-3119	○	
毎日新聞社仙台支局	青葉区錦町 1-5-1	222-5972	217-1641	○	
読売新聞社東北総局	青葉区中央 2-3-6	222-4121	222-8386	○	
産経新聞社仙台支局	—	221-3321	216-1747	○	
日本経済新聞社 仙台支局	青葉区本町 2-19-24	222-5613	212-1175	○	
共同通信社仙台支社	青葉区五橋 1-2-28	222-7560	267-0088	○	
時事通信社仙台支社	青葉区立町 27-21	223-2900	221-4003	○	
エフエム仙台	青葉区本町 2-10-28	265-7711	265-7798		○
仙台シティエフエム (ラジオ3)	若林区土樋 103	213-2323	213-1123		○
せんだい泉エフエム 放送 (FM いずみ)	泉区泉中央 1-7-1	375-8808	375-7501		○
エフエムたいはく	太白区長町 3-9-10	304-5121	304-5127		○
ジェイコム埼玉・東 日本 (仙台局)	泉区八乙女中央 2-3-20	778-1607	371-6220		○
仙台CATV	青葉区本町 1-15-5	225-2211	225-2432		○
楽天野球団 (らくて んどットエフエムと うほく)	宮城野区宮城野 2-11-16	253-6731	253-6751		○

※1 記者クラブ：仙台市政記者クラブ加盟報道機関

※2 放送協定：災害時における放送要請に関する協定の締結先

津波警報等発表時における避難広報等活動要領

(平成 24 年 5 月 7 日消防局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、津波に関する警報又は注意報（以下「津波警報等」という。）の発表に伴う津波警戒時における活動隊（消防団員隊を含む。以下同じ。）の避難広報及び安全確保に関して必要な事項を定めるものとする。

(活動範囲等)

第 2 条 活動隊は、津波警報等が発表された場合は、被害が予想される区域内に存する者への避難指示（以下「避難広報」という。）を行うものとする。

2 活動隊のうち消防職員隊にあつては、次の表の左欄に掲げる津波警報等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める区域に対して避難広報を行うものとし、消防団員隊にあつては、津波警報等の種別にかかわらず、別図の津波避難エリアⅡの区域に対して避難広報を行うことを原則とする。

種 別	区 域
津波注意報	海岸部及び河口部の区域
津波警報	別図の津波避難エリアⅠの区域
大津波警報	別図の津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域

3 活動隊は、津波警報等の解除が発表された場合には、前項に基づき行った避難広報の区域に対して速やかに解除の発表があった旨の広報を行うものとする。

4 消防航空隊は、ヘリコプターを使用して第 2 項の定めによる避難広報のほか、津波避難広報ドローンの飛行に留意し、海面変動の監視、その他情報収集等を行うものとする。

5 消防航空隊以外の活動隊は、潮位変化等の海面の監視を行わないものとする。

(津波広報の内容)

第 3 条 活動隊は、避難広報を行うに当たっては、次の表の左欄に掲げる津波警報等の種別（解除を含む。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める広報文言を、明確に、かつ、繰り返して伝達するものとする。

種 別	広 報 文 言
津波注意報	津波注意報発表。避難を指示する。海岸線や河口から直ちに避難すること。また、テレビ・ラジオなどの今後の情報に注意すること。

津波警報	津波警報発表。宮城県に高い津波のおそれ。避難を指示する。直ちに県道塩釜・亘理線より内陸側、又は指定された避難場所や避難ビルなどに避難すること。
大津波警報	緊急。緊急。大津波警報発表。宮城県に巨大な津波のおそれ。避難を指示する。直ちに内陸側、又は指定された避難場所や避難ビルなどに避難すること。
津波警報等の解除	これまで宮城県に発表されていた津波警報等は、解除となりました。

2 活動隊は、避難広報の活動において避難上重要な情報を得た場合は、前項の広報文言に当該情報に係る文言を加えて伝達するものとする。

(活動時の留意事項)

第4条 活動隊の避難広報活動時における安全確保は、仙台市消防活動基本規程（平成13年仙台市消防局訓令第5号）の定めによるもののほか、次による。

- (1) 避難広報は、車両1台につき2人以上の乗車を原則とし、単独行動を避け、常に隊として行動するとともに、避難場所、退避手段等を常に考慮し、退避時期を逸することのないよう隊員間の情報共有に努める。
- (2) 乗車中を含み活動隊員の全員が救命胴衣を着装する。
- (3) すべての無線機（受令機等を含む。以下同じ。）の感度、音量等を確認するとともに、乗車時においてはラジオ放送にも留意する。
- (4) 避難広報ルートは緊急時の退路を確保できるルートを選定する。
- (5) 車両から離れて活動する場合は、原則として隊員1人を車両に残し、無線による情報収集及び周囲の警戒に当たらせるとともに、車両を離れる隊員にあっても無線機を携行し、傍受体制を万全とする。
- (6) 直ちに退避できるよう、車両の停車位置及び方向に留意する。

(警防本部の任務)

第5条 警防本部は、活動隊に安全かつ的確な避難広報を遂行させるため、本市の災害対策本部と緊密な連携体制を確保するとともに、次の任務を行わなければならない。

- (1) 警防本部は、気象庁、海上保安庁、自衛隊、警察等関係機関から情報を入手するほか、報道等あらゆる方面から津波等の情報を収集しなければならない。
- (2) 警防本部指令班は、前号により得られた情報を、逐次、消防無線その他あらゆる手段により速やかに伝達するものとし、特に、気象庁の津波情報は、最優先に伝達しなければならない。
- (3) 警防本部指令班長は、各種情報から活動隊に津波等の危険が及び緊急に避難を要すると判

断した場合には、消防無線その他あらゆる手段により直ちに退避の指示を行わなければならない。

(消防航空隊の任務)

第6条 消防航空隊は、活動隊に危険を及ぼす可能性のある事象を確認した場合は、直ちに当該事象の詳細な情報を、活動隊及び警防本部に伝達しなければならない。

(活動隊の安全避難)

第7条 消防航空隊を除く活動隊は、避難広報活動時における自らの津波被災を回避するため、津波が押し寄せる前に安全退避を終えるものとし、津波警報等の種別に応じた退避完了時間及び退避区域は、次のとおりとする。

種 別	退避完了時間	退避区域
津波注意報	仙台港の津波到達予想時刻の 10分前まで	海岸部及び河口付近から離れた海岸堤防より内陸側
津波警報	仙台港の津波到達予想時刻の 10分前まで	別図の津波避難エリアⅠより内陸側
大津波警報	仙台港の津波到達予想時刻の 20分前まで	別図の津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡより内陸側

2 活動隊は、前項の定めにかかわらず、緊急避難を要する場合には、直ちに退避を開始するとともに、前項に定める避難区域に退避する時間的余裕がない場合には、指定の避難場所、津波避難ビル等に退避するものとする。

3 消防航空隊は、自らの津波被災を回避するため、津波警報又は大津波警報の発表時において、仙台港の津波到達予想時刻の10分前までにヘリコプターを離陸させることが不可能と判断した場合は、あらかじめ自隊で定めた安全な場所に避難するものとする。

(参集時の留意事項)

第8条 消防職員及び消防団員の非常参集時においては、ラジオ等により情報を得るとともに、津波被災しないよう参集ルート等に留意する。

(活動計画)

第9条 津波警戒に係る関係消防署においては、活動隊の編成、避難誘導経路、緊急避難場所等津波警戒の実施に係る活動計画を策定しておかななければならない。

附 則

この要領は、平成24年5月7日から実施する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

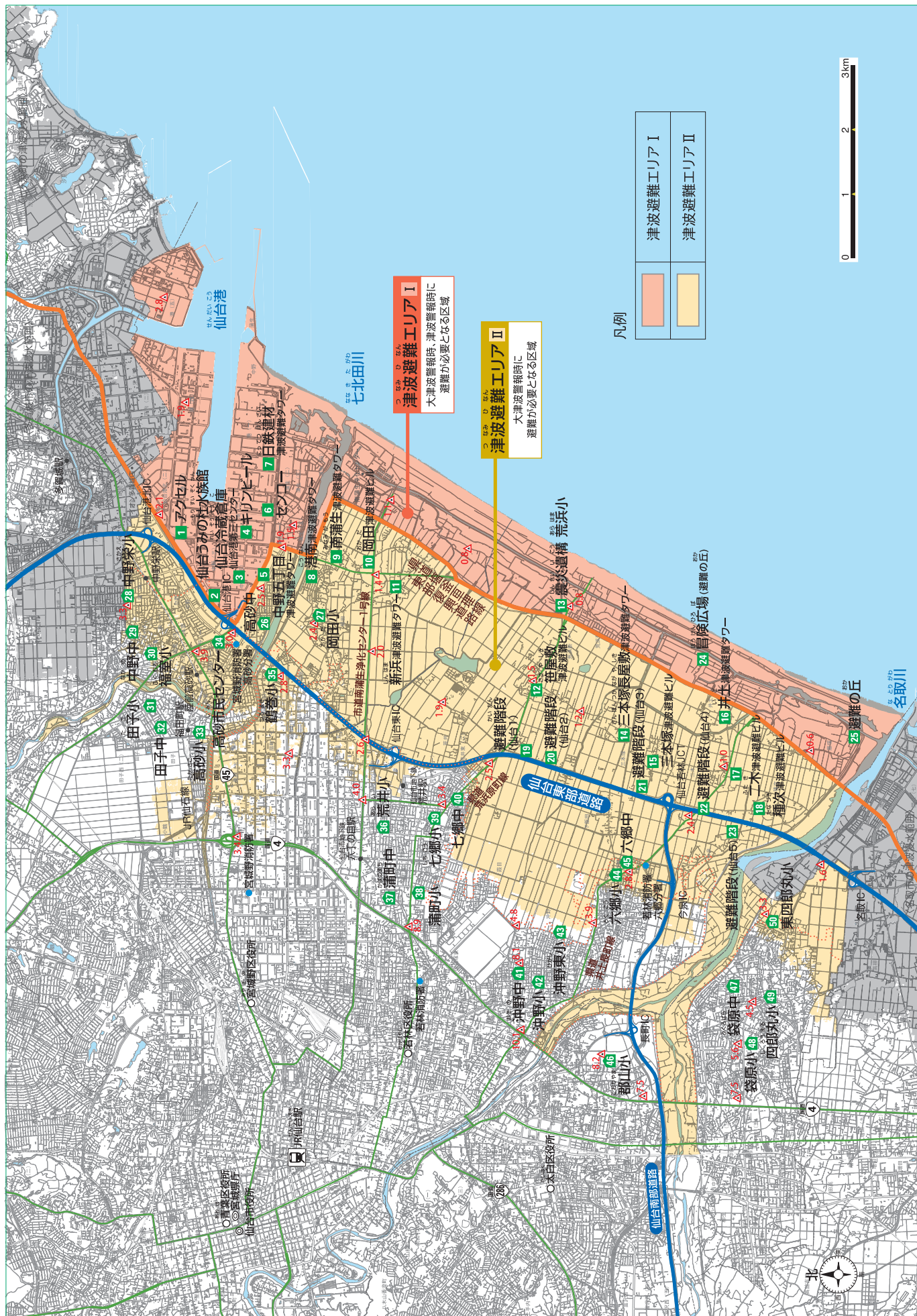
この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 20 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から実施する。



津波警報等発表時における津波警戒関係区の避難広報等活動要領

(平成 25 年 3 月 29 日 副市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】第 2 章第 5 節津波災害応急計画に基づき、津波に関する警報又は注意報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合に、津波からの避難対象区域を管轄する宮城野区役所・若林区役所・太白区役所（以下「津波警戒関係区」という。）における津波避難広報活動及び津波避難広報活動にあたる職員（以下「職員」という。）の安全確保に関して必要な事項を定めるものである。

(活動及び広報範囲等)

第 2 条 津波警戒関係区が、津波警報等が発表された場合に行う津波避難広報は、被害が予想される区域内に存する者への避難指示を行う広報（以下「津波避難 1 号広報」という。）及び被害が予想される区域内への市民等の流入を防ぐために行う広報（以下「津波避難 2 号広報」という。）とする。

2 遠隔地の地震等に起因し、仙台港における津波の到達予想時刻までに時間の余裕がある場合は、津波避難 1 号広報を行い、近傍の地震等に起因し、仙台港における津波の到達予想時刻までに時間の余裕がない場合は、津波避難 2 号広報を行う。

ただし、津波注意報発表の場合は、津波避難 1 号広報を行う。

3 津波避難 1 号広報を行う場合にあつては、次の表の左欄に掲げる津波警報等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める区域に対して津波避難広報を行う。

種 別	区 域
津波注意報	海岸部及び河口部付近
津波警報	「津波からの避難の手引き」に示す津波避難エリア I の区域
大津波警報	「津波からの避難の手引き」に示す津波避難エリア I・II の区域

4 津波避難 2 号広報を行う場合にあつては、次の表の左欄に掲げる津波警報等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める区域において津波避難広報を行う。

種 別	区 域
津波警報	「津波からの避難の手引き」に示す津波避難エリア I の外縁部
大津波警報	「津波からの避難の手引き」に示す津波避難エリア II の外縁部

5 津波警報等の解除が発表された場合には、津波避難広報を行った区域等に対して、状況に応じ速やかに解除の発表があった旨の広報を行う。

(津波避難広報の内容)

第 3 条 前条第 2 項で定める津波避難 1 号広報を行う場合は、次の表の左欄に掲げる津波警報等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める広報文を、明確に、かつ、繰り返して伝達するものとする。

種 別	広 報 文
津波注意報	宮城県に津波注意報が発表されました。避難を指示します。海岸線や河口から直ちに避難してください。また、テレビ・ラジオなどの今後の情報に注意してください。
津波警報	宮城県に津波警報が発表されました。避難を指示します。直ちに県道塩釜・亘理線より内陸側、又は指定された避難場所や避難ビルなどに避難してください。
大津波警報	緊急。緊急。宮城県に大津波警報が発表されました。避難を指示します。直ちに内陸側、又は指定された避難場所や避難ビルなどに避難してください。

2 前条第2項で定める津波避難2号広報を行う場合は、次の表の左欄に掲げる津波警報等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める広報文を、明確に、かつ、繰り返して伝達するものとする。

種 別	広 報 文
津波警報	宮城県に津波警報が発表されました。避難を指示します。県道塩釜・亘理線より海側に向かわないでください。
大津波警報	緊急。緊急。宮城県に大津波警報が発表されました。避難を指示します。海側に向かわないでください。

(津波避難広報時の安全対策)

第4条 津波避難広報は、次の安全対策を講じて行う。

- (1) 仙台市防災行政用無線を装備した車両を使用するものとし、車両1台につき2人以上が乗車して、避難場所、退避手段等を常に考慮し、退避時期を逸することのないよう努める。
- (2) 全員が救命胴衣を着装する。
- (3) 仙台市防災行政用無線の感度、音量等を確認するとともに、ラジオ放送からも情報を入手する。
- (4) 緊急時の退路を確保できるルートを選定する。

(津波警戒関係区の任務)

第5条 津波警戒関係区は、職員に安全かつ的確な津波避難広報を遂行させるため、仙台市災害対策本部等と緊密な連携体制を確保するとともに、以下の任務を行う。

- (1) 津波警戒関係区は、仙台市災害対策本部や警察等関係機関から情報を入手するほか、報道等あらゆる方面から津波等の情報を収集する。
- (2) 津波警戒関係区は、職員に対し前号により得られた情報を、仙台市防災行政用無線その他あらゆる手段により速やかに伝達するものとし、特に気象庁の津波情報は、最優先に伝達するものとする。

(3) 津波警戒関係区は、各種情報から職員に津波等の危険がおよび、緊急に避難を要すると判断した場合には、仙台市防災行政用無線その他あらゆる手段により直ちに津波避難広報の中止、並びに退避の指示を行うものとする。

(4) 津波警戒関係区は、各種情報を総合的に判断して広報方法等を変更することができるものとし、その場合は、直ちに職員へ指示するものとする。

(広報時の安全退避)

第6条 津波警戒関係区は、職員の津波被災を回避するため、津波避難1号広報を行う場合にあっては、仙台港における津波到達予想時刻の前に、「津波からの避難の手引き」に示す津波避難エリアから退避させるものとし、津波警報等の種別に応じた退避完了時間及び退避場所は次のとおりとする。

種 別	退避完了時間	退避場所
津波注意報	津波到達予想時刻の30分前まで	海岸部及び河口部付近から離れた場所
津波警報	津波到達予想時刻の30分前まで	津波避難エリアⅠより内陸側
大津波警報	津波到達予想時刻の30分前まで	津波避難エリアⅠ・Ⅱより内陸側

2 職員は、前項の定めにかかわらず、活動範囲周辺における渋滞の発生や広報活動に危険が生じると判断した場合等は、自らの判断で第2条に定める活動及び広報範囲等を変更することができるものとし、その旨を速やかに津波警戒関係区に連絡する。

3 職員は、第1項の定めにかかわらず、緊急避難を要すると判断した場合には、直ちに退避するとともに、時間的余裕がない場合にあっては、指定の避難場所、津波避難ビル等に退避する。
(津波からの避難の手引き参照)

(活動計画)

第7条 津波警戒関係区は、津波避難広報活動に従事する職員の編成、広報の経路、緊急避難場所等の活動計画を予め策定しておくものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、津波警戒関係区と危機管理局が協議して定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年3月31日改正)

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年7月12日改正)

この要領は、平成29年8月1日から実施する。

附 則 (令和3年3月29日改正)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和 3 年 5 月 19 日改正）

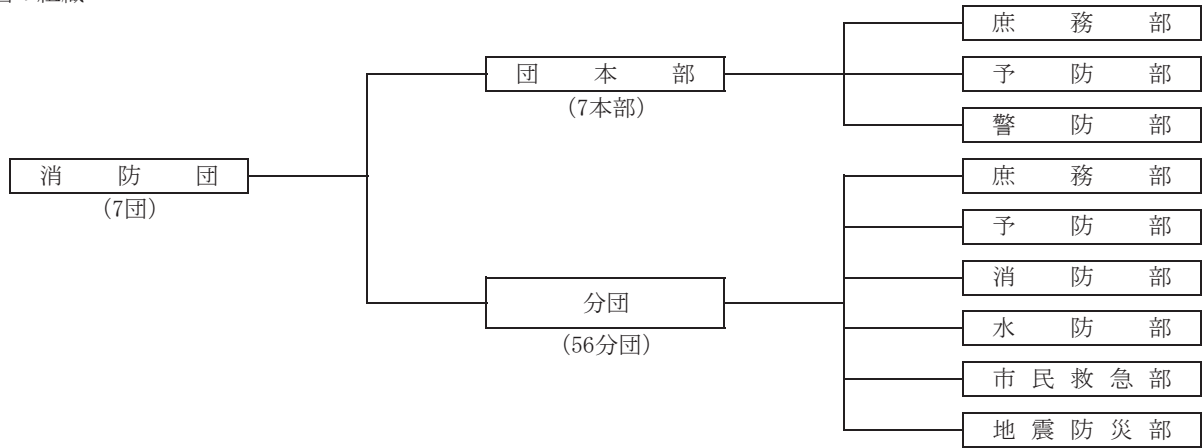
この要領は、令和 3 年 5 月 20 日から実施する。

附 則（令和 4 年 10 月 26 日改正）

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から実施する。

消防団の組織等

1 消防団の組織



2 消防団の定員・現員

令和5年4月1日現在

区分		青葉消防団	宮城野消防団	若林消防団	太白消防団	泉消防団	宮城消防団	秋保消防団	計
団長	定員	1	1	1	1	1	1	1	7
	現員	1	1	1	1	1	1	1	7
副団長	定員	2	2	2	2	2	2	1	13
	現員	2	2	2	2	2	2	1	13
分団長	定員	11	8	6	9	15	9	6	64
	現員	11	8	6	9	15	9	6	64
副分団長	定員	11	11	8	10	15	9	6	70
	現員	11	11	8	9	15	9	6	69
部長	定員	63	55	43	62	87	59	33	402
	現員	54	52	42	60	85	57	33	383
班長	定員	62	82	74	82	86	100	34	520
	現員	50	82	69	78	79	82	29	469
団員	定員	110	215	216	264	224	175	64	1,268
	現員	78	162	151	171	146	110	30	848
計	定員	260	374	350	430	430	355	145	2,344
	現員	207	318	279	330	343	270	106	1,853

3 消防団の装備

令和5年4月1日現在

区分	小型動力ポンプ付積載車
青葉消防団	10
宮城野消防	23
若林消防団	21
太白消防団	20
泉消防団	14
宮城消防団	23
秋保消防団	6
合計	117

仙台市消防局救急自動車配備署所一覧

令和5年4月1日現在

配 置 場 所 (電話番号)	台 数	備 考
警防部救急課 (234-1111)	3台	仙台救急1号(予備車) 仙台救急2号(予備車) 仙台救急3号(予備車)
警防部救急課 救急ステーション (308-5119)	3台	ステーション救急1号 ステーション救急2号(予備車) ステーション救急3号
警防部救急課 中央救急出張所 (295-7220)	3台	中央救急1号 中央救急2号 中央救急3号(予備車)
青葉消防署 (234-1121)	4台	青葉救急1号 青葉救急2号 青葉救急3号 青葉救急4号(予備車)
青葉消防署国見出張所 (234-5241)	1台	国見救急1号
青葉消防署片平出張所 (225-1050)	1台	片平救急1号
青葉消防署荒巻出張所 (278-5980)	1台	荒巻救急1号
宮城野消防署 (284-9211)	2台	宮城野救急1号 宮城野救急2号(予備車)
宮城野消防署高砂分署 (258-0900)	1台	高砂救急1号
宮城野消防署岩切出張所 (255-8249)	1台	岩切救急1号
宮城野消防署鶴谷出張所 (251-1563)	1台	鶴谷救急1号
宮城野消防署原町出張所 (256-5732)	1台	原町救急1号
若林消防署 (282-0119)	2台	若林救急1号 若林救急2号(予備車)
若林消防署六郷分署 (289-4365)	1台	六郷救急1号
若林消防署河原町出張所 (215-0015)	1台	河原町救急1号
太白消防署 (244-1119)	2台	太白救急1号 太白救急2号(予備車)
太白消防署長町出張所 (248-9284)	1台	長町救急1号
太白消防署中田出張所 (241-1450)	1台	中田救急1号
太白消防署八木山出張所 (229-4639)	1台	八木山救急1号
太白消防署秋保出張所 (398-2632)	1台	秋保救急1号
泉消防署 (373-0119)	2台	泉救急1号 泉救急2号(予備車)
泉消防署八乙女分署 (776-0119)	1台	八乙女救急1号
泉消防署根白石出張所 (376-8870)	1台	根白石救急1号
宮城消防署 (392-8119)	2台	宮城救急1号 宮城救急2号(予備車)
宮城消防署熊ヶ根出張所 (393-2488)	1台	熊ヶ根救急1号
合 計	39台	

主な救急自動車積載資器材一覧

令和5年4月1日現在

	分類	品名
応急処置等に 必要な 資器材	観察用資器材	体温計 検眼ライト 血圧計 聴診器 血中酸素飽和度測定器 患者監視装置 血糖測定器
	呼吸・循環管理用資器材	自動式人工呼吸器一式 手動式人工呼吸器一式 酸素吸入器一式 吸引器一式 喉頭鏡 マギール鉗子 自動式心マッサージ器 自動体外式除細動器 呼気二酸化炭素測定器具 特定行為用資器材 気道確保用資器材
	創傷等保護用資器材	固定用資器材 創傷保護用資器材
	保温・搬送用資器材	担架 保温用毛布 雨おおい スクープストレッチャー
	感染防止・消毒用資器材	感染防止用資器材 消毒用資器材
	その他の資器材	分娩用資器材 はさみ ピンセット 受水盆 汚物入 トリアージタグ 冷却用資器材
通信、 救出等に 必要な 資器材	通信用資器材	無線機 携帯電話 情報通信端末
	救出用資器材	救命浮環 救命綱 万能斧
	その他の資器材	救急資器材収納バッグ 懐中電灯